調査研究「リースの軌跡と将来展望」

近藤 智洋 氏 57歳(1964年生) 株式会社 第一生命経済研究所 顧問

【経歴】

1987年 通商産業省(現経済産業省) 入省

1997年 同 取引信用室室長補佐(総括)

1999年 同取引信用課課長補佐(総括)

2013年 環境省環境計画課長

2019年 同 地球環境局長

2020年 同 地球環境審議官

2022年 退官



*インタビュー実施日(2022 年 4 月 27 日)の年齢を表します。インタビューは、新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で実施しました。

── 通商産業省(現 経済産業省)でリース業を所管する課室の総括補佐をされていまし たが、当時のリース業に対する印象を伺います。

近藤 1990 年代はリース業界がとても伸びて強くなってきた時代という印象が残っています。当時金融への規制をどうするかという議論がある中で、通商産業省が所管するリース業やクレジット業の声を大蔵省(現 財務省・金融庁)に伝えつつ、必要な規制改革を推進するというタイミングにありました。

リース業の皆様に教えていただいて感じたことは、通商産業省の他の製造業、商業、 エネルギー関係以上に、金融に関する会計や税制の知識と合わせた総合的な分析や方針 のすりあわせが必要という点でした。おかげさまで、企業経営が直面する課題を総合的 俯瞰的に考える訓練をいただけたと思っています。

── 1990 年代に、リース会社の資金調達に係る規制が大きく緩和されましたが、規制 が緩和された経緯について伺います。

近藤 1990 年代は金融機関や住宅金融専門会社が経営破綻するなど所謂金融システム危機が懸念されていました。その中で 1990 年代半ばから金融システム改革として、フリー(市場原理が働く自由な市場)、フェア(透明で信頼できる市場)、グローバル(国際的で時代を先取りする市場)の3原則を旗印とした各種の金融改革が進められることになりました。

社債発行は自由化され債券市場も整備されつつありましたが、こうした金融システム 改革の一環として、貸金業を兼営しているリース会社の社債発行について、当時出資法 の規制を完全に撤廃するのか、最低限の監督を残すのかといった議論がありました。

1954 年に制定された出資法では、当時貸金業者が社債を発行することを禁止していま

した。リース資産等の購入に限定した社債発行の解禁(1993 年)、貸付金以外の資金使途制限の撤廃(1996 年)といった規制緩和がされたものの、この出資法の規制があるために社債発行で得た資金を専用口座で管理すること等を求めていました。

1998年に大蔵省から金融機関の検査・監督部門が分離して金融監督庁(現金融庁)が発足していましたが、当時の金融監督庁の担当補佐は未来志向な方で、一緒にどのように出資法の規制を緩和すれば良いか議論をしました。

その結果「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」を制定して、社 債発行で得た資金の使途制限を撤廃する一方で、社債発行に際して登録と情報開示を求 めることになりました。

── 1999 年 7 月、取引信用室から取引信用課となりましたが、資金調達の規制緩和以 外でリースに関するトピックスがありましたか。

近藤 室から課に昇格するに当たっては閣議での組織令改正が必要です。内閣法制局と相談して通商産業省組織令に「物品賃貸その他の信用を供与して行う物品又は役務の取引一般に関すること」という条項を設けたことが大変印象深く残っています。これは新設条文なので各省了解がいただけるか心配しましたが、この条項で、信用を供与して行う取引という概念と物品賃貸とを例示という形でつなぐことができたのは、当時伸長しつつあったリース業の外延を形作る上でも少し役立てたかもしれないと思っています。

1998 年度の税制改正でリース取引が法人税法施行令に規定されました。その背景に課税ベースを拡大するという考え方があり、その一つの論点としてリース取引の税制上の取扱いが掲げられていました。

結果として、国外リース資産の減価償却方法をリース期間定額法(補注:ファイナンス・リース取引、2008年のリース税制が変更されるまでは、ファイナンス・リース取引は貸手がリース資産を計上して減価償却していた)とする改正が行われたことを除けば、1978年のリースの税務通達の取扱いが踏襲されましたが、当局との間で当時厳しい折衝が続いた記憶があります。

また、大きなリース会社の経営危機もあり、当時進められていた倒産法制の整備に当たって法務省と頻繁に協議したことも記憶に残っています。

―― 2000年代の地球温暖化対策の状況について伺います。

近藤 2000 年代後半に経済産業省の地球環境対策室長(2007 年~2008 年)、環境経済 室長(2008 年~2009 年)を務めました。

現在の主要国における CO_2 排出量は、おおよそ中国が 90 億トン、アメリカ 50 億トン、EU30 億トン、インド 20 億トン、ロシア 15 億トン、日本 11 億トンで、現在は中国の排出量が大きいですが、2000 年代はまだまだアメリカの排出量が最も多い状況で、中国は GDP でも日本を下回っていました。そのためか 2000 年代は先進国と開発途上国の対立軸も明確でした。中国もそちらのグループの立場で「地球環境を悪化させたのは先進国であり、開発途上国は発展する権利がある」との主張が多かったです。議論がまとまらないことも多く、日本としては数値目標として 15%削減を掲げるなどして各種会

議に臨んでいました。アメリカは京都議定書に参加していませんが、日本は当時から全ての主要排出国の参加という点を強く主張してきており、そうした動きがその後のパリ協定(2015 年)にも繋がってきていると感じます。

また、当時リース事業協会をはじめ各産業界が自主行動計画を作って産業界として前向きに地球温暖化に対応しようとする姿勢を見せられたことは、その後のパリ協定や脱炭素に際しての動きにつながってきていると思います。

- ―― 環境省では、エコリース促進事業(2012 年~2020 年)、ESG リース促進事業(2021 年~)を推進されていますが、これら事業の政策的意義について伺います。
- 近藤 ESG リース促進事業は、環境省が定める基準を満たす脱炭素機器をリースにより導入した場合に、リース料総額の4%以下の補助金を指定リース会社に交付する仕組みですが、リース会社、ユーザーにおいて ESG に係る特に優良な取組みがされている場合は、補助金を 1%上乗せし、極めて先進的な取組みには2%上乗せしています。

エコリース促進事業や ESG リース促進事業は、一時的に多額の資金負担を負うことなく省工ネ機器などを中小企業者に対して普及促進することを目的としていますが、ESG リース促進事業は ESG を進めるインセンティブとして補助率を上乗せしています。この事業は 2025 年度まで継続予定ですので、リース会社においても率先して ESG の先駆的な取組みを進めていただきたいと考えています。

- リース会社は、リース終了物件のリユース・リサイクルを進めています。環境政策を立案してきた立場から見て、リース会社が循環型社会の形成に貢献するために、どのような取組みが期待されるのか伺います
- **近藤** 有限な地球資源を増加しつつある世界人口の下で持続的に利用していくためには循環型社会の形成は不可欠です。

サーキュラーエコノミーは日本も進んでおり、OECD 加盟国の資源生産性(補注:GDP/天然資源等投入率で算出、少ない資源で付加価値を生み出しているかの指標)を見ると、37 か国の中で 5 番目に高く、工業国では 1980 年代から 2020 年に至るまで一貫して日本が最も優れている結果を示しています。このデータでは日本は少ない資源で高品質のものを製造しているという結果を示していますが、今後国際的に「サーキュラーエコノミー」が推進されていく中で、日本としても、この分野をさらに強化していく必要があると感じています。

リース・レンタルは、貸した物件がリース会社・レンタル会社に戻るという仕組みであり、資源を循環させる「サーキュラーエコノミー」を推進する仕組みとして位置付けられています。日本のリース会社は、すでにリース終了物件の 3R に取り組んでいると伺っていますが、その取組みを強化し、日本における循環型社会形成の中心的役割を担っていただきたいと考えています。

―― リース業界に対するご意見、将来の展望について伺います。

近藤 リース業界は実物経済と金融との両面を見据える事業ですので、これまでも時代と世界の変化に敏感に対応してこられたと思います。

リース事業の時代や世界の趨勢を見通す力の一つは、どのような設備がどのように、 どのエリアで導入されているかなどの細心の動きを把握できることにあると思います。 その動きの理由を深掘りして感じ取るとリースから世界経済の次の動きを見通すことが できるのではと思います。

今後、サーキュラーエコノミーが進展していく中、リースが伸びる余地は十分にありますし、日本で培った脱炭素設備のリースで得た知見を活かし、アジア地域で展開するということも考えられます。

時代と世界の変化は加速化しています。現場への愛情をもたれているリース業界に携わる皆様方がリースを更に発展させていくことを御期待申し上げます。

―― 本日は、ありがとうございました。